

令和3年9月24日

## 政党交付金の返還

本日、令和2年分使途等報告書の要旨公表に伴い、令和2年に交付された支部政党交付金の残額について、以下の各政党に対し、政党助成法第33条第2項の規定に基づき、返還手続を行うこととしました。

## 記

1. NHKと裁判してる党弁護士法72条違反で<sup>(※)</sup>

政党交付金の返還額：249,990円

(返還額の内訳)

〔NHKから国民を守る党兵庫県西宮市第二支部 249,990円〕

## 2. れいわ新選組

政党交付金の返還額：1,483円

(返還額の内訳)

〔れいわ新選組衆議院東京都第10区総支部 1,483円〕

(※) 令和3年7月21日に、「NHKと裁判してる党弁護士法72条違反で」に党名を変更しました。

(連絡先) 自治行政局選挙部政党助成室  
担当：中野補佐、古賀主査  
電話：(代表) 03-5253-5111  
(内線) 23192、23195  
(直通) 03-5253-5582  
(E-mail) senkyo.shikin@soumu.go.jp